

[基幹研究] (発達・情緒班) 平成28~29年度
**発達障害等のある生徒の実態に応じた
 高等学校における通級による指導のあり方に関する研究**
 ー導入段階における課題の検討ー

背景と問題

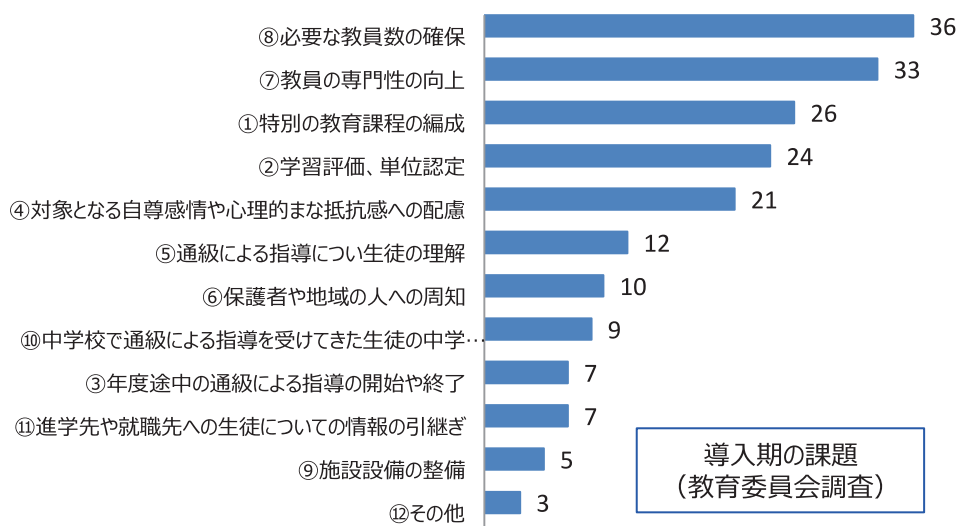
高等学校においても平成30年度から通級による指導が開始される。(学校教育法施行規則の一部改正)
 高等学校教育において、初めて障害のある生徒に対する特別の指導が認められることになる。
 高等学校における特別支援教育が大きく進展することが期待される。
 初めての制度の導入にあたっては、計画的、段階的に十分に検討、準備を進めていく必要がある。

目的

- ・高等学校における通級による指導の役割、地域における導入の工夫、校内における活用の工夫等の体制整備上の課題の検討
- ・発達障害等の特別な支援を必要とする生徒の実態や障害の特性に応じた自立活動等の指導内容・方法等の在り方の検討

方法

- 都道府県教育委員会調査 (文科省と共同実施)
- 文科省モデル事業校、実践校等の調査
- 研究協力機関、研究協力校における実践
- 研究協議会、研究報告会 等



通級による指導に期待されるもの

対象となる生徒にとって

- ・個に応じた相談、指導・支援
- ・社会性・コミュニケーション能力
- ・対人関係の円滑さと社会参加
- ・自己理解、自己肯定感の高まり
- ・ストレスへの対処能力 など

教師にとって

- ・個に応じた指導・支援の理解
- ・個に応じた進路指導、生徒指導
- ・専門性のある教員への相談
- ・教材や支援機器の工夫
- ・教員同士の情報の共有化 など

学校や地域にとって

- ・校内支援体制の推進
- ・特別支援の視点での生徒指導
- ・学びやすい環境の整備
- ・保護者との相談窓口、相談体制
- ・ネットワークの構築 など

導入期に検討すべき課題

- (1) 通級による指導の位置づけ
- (2) 教育課程編成と単位認定
- (3) 指導内容 (自立活動に相当する指導)
- (4) 対象生徒のニーズ把握と決定のプロセス
- (5) 担当教員の配置・専門性
- (6) 実施校、実施形態の設定
- (7) 教職員の理解、校内支援体制
- (8) 制度に関する説明・周知

通級による指導は、生徒を特別な場に追いやるものであってはならない。生徒の悩みや課題を真摯に受け止める人と場があり、自立と社会参加に向けた力をつける場である。日々の授業や生活とのつながりが大切であり、最も重要なのは、本人のニーズと周囲の理解である。

高校教員におさえておいてほしいポイント

- (1) 教職員の共通理解をどのように図ればよいか。
- (2) 校内支援のリソースとしての機能や役割をどのように考えればよいか。
- (3) 担当教員の配置の工夫と専門性の向上をどのように考えればよいか。
- (4) 通級による指導の意義や目的に関する説明と周知をどのように図ればよいか。
- (5) 外部の関係機関との連携、地域資源の活用をどのように進めればよいか。
- (6) 生徒の教育的ニーズの把握と通級を利用する生徒をどのように選定すればよいか。
- (7) 特別の教育課程の編成をどのように考えればよいか。
- (8) 指導内容にはどのようなものが考えられるか。
- (9) 指導の評価と単位認定はどのように考えればよいか。
- (10) 進路指導に関する指導はどのように進めればよいか。

発達障害等のある生徒の実態に応じた
高等学校における通級による指導のあり方に関する研究
—導入段階における課題の検討—

(平成28年度～29年度)

【研究代表者】 笹森 洋樹

【要旨】

本研究では、平成30年度より高等学校において通級による指導を導入するに当たり、高等学校における通級による指導の役割、地域における導入の工夫、校内における活用の工夫等の体制整備について検討するとともに、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒の実態や障害の特性に応じた自立活動等の指導内容・指導方法等の在り方について検討を行った。通級による指導の制度化は、高等学校におけるはじめての特別支援教育に関する制度化である。高等学校の教育の特徴を十分に踏まえて、検討すべき課題についてその方策を考えながら、第一段階である導入期、第二段階である拡充期、そして第三段階にあたる定着・充実期と段階的に制度設計を進めていくことが重要である。

本研究では、導入期において検討すべき制度設計に関する8つの課題「通級による指導の位置づけ」「教育課程の編成と通級による指導の単位認定」「自立活動に相当する指導の指導内容、評価」「対象生徒の教育的ニーズの把握と決定のプロセス」「実施校、実施形態の設定」「担当教員の配置・専門性」「教職員の理解、校内支援体制」「(制度に関する説明・周知)と、それをもとに全ての高等学校教員におさえておいて欲しい10のポイントについてまとめた。

【キーワード】

高等学校、通級による指導、導入段階、検討すべき課題

【背景・目的】

平成 28 年 3 月に文部科学省の高等学校における特別支援教育の推進に関する調査協力者会議により「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」がまとめられ、これを受けて平成 28 年 12 月に学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布（施行は平成 30 年 4 月 1 日）がされ、高等学校においても平成 30 年度から通級による指導が開始されることとなった。

高等学校における通級による指導は、これまで生徒や学校の実態の多様化に対して、課程や学科等の様々な教育制度を設けて対応してきた高等学校教育において、初めて障害のある生徒に対する特別の指導が認められる制度の導入ということになる。高等学校における特別支援教育が大きく進展することが期待されるが、初めての障害のある生徒のための教育制度の導入にあたっては、計画的、段階的に十分に検討、準備を進めていく必要がある。

本研究では、高等学校において通級による指導を導入するに当たり、高等学校における通級による指導の役割、地域における導入の工夫、校内における活用の工夫等の体制整備について検討するとともに、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒の実態や障害の特性に応じた自立活動等の指導内容・指導方法等の在り方について検討することを目的とした。研究成果は、導入期に検討すべき課題と全ての高等学校教員におさえておいて欲しい 10 のポイントとしてまとめた。

【方法】

- 都道府県教育委員会アンケート調査の実施（① 28 年 6 月、② 29 年 1 月）

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課と共同してアンケート調査を実施した。

調査対象：高等学校を設置する 47 都道府県（第 1 回目は新潟市も回答）回収率 100%

調査方法：質問紙調査

- 文部科学省モデル事業校、特別支援教育実践校の調査（12 校）
- 研究協力機関、研究協力校における実践（9 教育委員会 16 校）

	自治体名	学校名
1	青森県教育委員会	青森北斗高校
2	東京都教育委員会	秋留台高校
3	神奈川県教育委員会	綾瀬西高校、横浜修悠館高校
4	和歌山県教育委員会	有田中央高校
5	島根県教育委員会	邇摩高校、松江農林高校
6	山口県教育委員会	徳山高校、山口高校、宇部西高校
7	宮崎県教育委員会	日南振徳高校、宮崎東高校、佐土原高校、高城高校
8	新潟市教育委員会	明鏡高等学校
9	京都市教育委員会	伏見工業高校

- 研究協議会の実施

【結果と考察】

1. 都道府県等教育委員会アンケート調査から

(1) 導入にあたっての課題

導入にあたっての課題について、最も回答数の多かった項目は「⑧必要な教員数の確保 (36)」、次いで「⑦教員の専門性の向上 (33)」となった。これらは指導担当者に関する内容であった。これに続いて「①特別の教育価値の編成 (26)」、「②学習評価、単位認定 (24)」など教育課程に関する内容が挙げられた。加えて、「④対象となる生徒の自尊感情や心理的な抵抗感への配慮 (21)」が重要と回答した自治体も多かった。

(2) 通級による指導の実施により期待される効果

「対象となる生徒にとって期待される効果」で最も多かった回答は、「個に応じた相談、指導・支援が受けられるようになる (30)」であった。これに次いで、「社会性、コミュニケーション能力が高まる (28)」、「対人関係が円滑になり集団参加がスムーズになる (25)」、「自己理解が促進される (25)」といった回答が多かった。「教師にとって期待される効果」は、最も多かった回答は、「個々の生徒の実態に応じた指導・支援に関する理解が深まる (29)」、「個々の生徒の実態に応じた進路指導や生徒指導を進めることができる (29)」であった。「学校・地域にとって期待される効果」については、最も多かった回答が、「校内体制づくりが推進される (24)」、「特別支援教育の視点が入ることで、生徒指導がより充実する (24)」だった。これに次いだのが、「どの生徒にも学びやすい環境が整備される (19)」、「インクルーシブ教育システムの構築が進む (19)」、「保護者等の相談を受ける窓口が増え、相談体制が充実する (18)」、「関係機関とのネットワークづくりが進む (18)」であった。

(3) 担当教員の配置・専門性

導入に当たっての指導担当者の課題として、「必要な教員数の確保」、「教員の専門性の向上」が挙げられていた。導入期においては、新たな制度を担う専門性のある教員の確保が重要となるが、回答結果からはその確保の厳しさが示唆された。「高等学校の教員の多くは教科指導への思いが強い。」という高等学校教員が有するバックグラウンドへの配慮なく、「希望しない教員を通級担当に指名すること」は難しい。担当する教員の専門性について、「特別支援学校の勤務経験のある教員」と答えた自治体が最も多く、次いで「特別支援教育コーディネーターや生徒指導担当等の教員」、「教育相談・生徒指導等担当教員」であった。

(4) 特別の教育課程の編成、評価・単位認定

多くの高等学校では必修教科・科目が1年次に多く設定されている状況や、すでに多様な教科・科目が編成されている状況もある。それら既存の教育課程と整合性を図りながら特別な教育課程を実施出来るようにする工夫の検討は今後の課題である。個別の指導計画にもとづく指導の実施と評価も高等学校にははじめての導入となる。

(5) 対象生徒のニーズ把握と決定のプロセス

「対象となる生徒の自尊感情や心理的な抵抗感への配慮」として、「本人や保護者の障害受容の程度」や「周囲の生徒の目」が影響する。これらが「通級による指導に対する理解不足（抵抗感）」につながり、生徒や保護者との合意形成を困難にすることも考えられる。「周囲に対する理解啓発や教育環境の整備」が必要である。

2. 研究協力機関における取組から

「通級による指導の位置づけ」についての課題は、教職員全体の共通理解である。モデル校においても一部の教員が対応する状況になりがちで、学校全体の特別支援教育に対する理解と取組は不十分という指摘があった。研修会や事例検討会の実施、日常的な情報交換、個別の指導計画に配慮事項を記載し共有化するなどの方策が挙げられた。

「対象生徒のニーズ把握と決定のプロセス」では、中学校との情報の引継ぎが大きなウエイトを占める。教師の行動観察やチェックリストによる判断だけでなく、生徒や保護者へのアンケートも利用するなど、本人や保護者の希望や意向を重視することも重要である。心理的負担感などへの配慮、本人のニーズが最優先される必要がある。

「担当教員の専門性」については、0から始める導入段階では、特別支援学校の経験のある教員の活用が必要になると思われるが、学校全体の特別支援教育の推進のためには、一部の専門性のある教員だけに委ねる状況にならないようにする必要がある。

「教育課程の編成と単位認定」については、特別の教育課程の編成における「替える」「加える」は学校の実情により変わる。単位認定は、個別の指導計画の目標達成に基づき、数値的な評価ではなく文章による評価になる。適切な評価の基準、他の教科の評価との整合性など、今後、制度を進めていく中で検討すべき喫緊の課題である。

「指導内容（自立活動の指導）」については、発達障害のある生徒を想定している学校では、自己理解、人間関係に関することやコミュニケーションに関する内容、自立に向け必要な社会的スキルなどが共通に挙げられている。個別の指導計画の作成者は、概ね通級の担当者、担任、特別支援教育コーディネーターが中心となる。高等学校では評価と単位認定に関わる個別の指導計画の作成と活用の在り方は大きな課題である。

「制度に関する説明・周知」もとても重要であるが工夫が必要である。障害のある生徒がすべて入学できる訳ではないこと、特別支援学級が設置されるわけではないこと、教科補充を申し出る保護者への理解を促すことなど、今後の高等学校における特別支援教育の在り方とも関係する課題である。

「進路指導」では、進路先への情報提供が課題として挙げられた。情報提供を望まない本人、保護者への対応である。高等学校教員も一般就労、福祉就労等についての基本的な知識を身につけ、情報提供するとともに、本人の意思や適性を総合的に考えて進路指導をしていく必要がある。「外部機関との連携」についても同様の課題がある。

【総合考察】

1. 導入期において検討すべき8つの課題

通級における指導の導入期において検討すべき8つの課題を以下のようにまとめた。

(1) 通級による指導の位置づけ

高等学校ではこれまでも、教育的ニーズのある生徒の個別的な配慮を行ってきたが、通級による指導の制度化は、障害のある生徒のためのはじめての教育制度の導入である。高等学校における特別支援教育の充実を図っていくものとしての役割が期待される。

(2) 教育課程編成と単位認定

教育課程に加えたり、替えたりする特別の教育課程の編成ができる。特別の指導が年間7単位を超えない範囲で卒業までに必要な単位数に加算できることは、生徒にはとても大きな意義がある。個別の指導計画の目標の達成により単位を修得する。

(3) 指導内容（自立活動の相当する指導）

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動に相当する指導を行う。特に必要があるときは、各教科の内容を取り扱いながら指導を行うこともできる。指導内容は、自立と社会参加のために必要な生活に関する支援、学習に関する支援及び高等学校では特に進路選択や就労支援等が大きな柱となる。

(4) 対象生徒のニーズ把握と決定のプロセス

対象となる障害種は小・中学校と同様、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者となる。生徒の実態やニーズの把握からアセスメント、必要性の判断から決定までのプロセスを明確にし、総合的な判断ができる仕組みが必要である。本人のニーズが最優先であり、心理的負担感などへの配慮も重要である。

(5) 担当教員の配置・専門性

高等学校教諭免許状は必須である。自立活動の指導に関する基本的な知識を身につけていること、個別の指導計画を作成する力量も期待される。研修等により専門性を高めるとともに、通級による指導が一部の教員だけの取組にならないよう、学校全体の共通理解の上、多くの教員が参画した仕組みづくりが求められる。

(6) 実施校、実施形態の設定

実施校は、高等学校における特別支援教育の拠点の役割を担うことが期待される。実施形態は、「自校通級」を中心に、通学区域が広域な高等学校では、「他校通級」よりも「巡回指導」の活用になるか。

(7) 教職員の理解、校内支援体制

対象となる生徒への指導・支援だけでなく、通常の学級における指導・支援の工夫、生徒の実態に応じた進路指導や生徒指導、教材や支援機器等の活用、校内支援体制づくりのリソースとしての役割を果たすことが重要になる。

(8) 制度に関する説明・周知

誤解を生まないように、正しい情報を伝えることが大切である。高等学校の関係者は

もとより小・中学校の関係者、外部の関係機関（保健、医療、福祉、労働など）そして地域住民等、早期からの一貫した支援体制の構築の視点から説明・周知が必要になる。

2. 全ての高等学校教員におさえておいて欲しい10のポイント

高等学校における通級による指導は、校内の特別支援教育の推進の機能と役割を担うことが期待されることから、担当する教員だけでなく、全ての教員がその意義や目的、基本的な考え方について共通理解をしておく必要がある。全ての高等学校教員におさえておいて欲しい10のポイントについてまとめた。

【体制整備に関すること】

- (1) 教職員全体の共通理解をどのように図ればよいか。
- (2) 校内支援のリソースとしての機能や役割をどのように考えればよいか。
- (3) 担当教員の配置の工夫と専門性の向上をどのように考えればよいか。
- (4) 通級による指導の意義や目的に関する説明と周知をどのように図ればよいか。
- (5) 外部の関係機関との連携、地域資源の活用をどのように進めればよいか。

【指導・支援に関すること】

- (6) 生徒の教育的ニーズの把握と通級を利用する生徒の選定どうすればよいか。
- (7) 通級による指導における特別の教育課程の編成をどのように考えればよいか。
- (8) 通級による指導の指導内容にはどのようなものが考えられるか。
- (9) 指導の評価と単位認定はどのように考えればよいか。
- (10) 進路指導に関する指導はどのように進めればよいか。

3. 二次的な障害の予防と自己理解に寄り添う支援

高等学校における通級による指導においては、生徒の自尊感情や自己理解、二次的な障害の予防という視点も重要である。発達障害は気づかれにくい障害であることから、未診断、未支援の状況で高等学校に進学している生徒も多い。自分の特性を理解することは、社会の受け止め、理解が十分ではない現状では、傷つき、悩み、苦しむ場合もあることを、周りは十分に理解しておく必要がある。高等学校においては、生徒自身が抱えている悩みや課題について真摯に受け止め、相談できる人や場所を確保することがとても重要になる。通級による指導には、相談が苦手な発達障害のある生徒の気持ちを日常的に受け止め、心理面、情緒面の対応ができる場としての役割も期待される。

【成果の活用】

- ・リーフレット、ガイドブック等を作成・配布
- ・研究所主催の研修事業での報告、研究所HPへの掲載
- ・教育委員会等主催の研修講座等において情報提供
- ・研究成果に関する論文発表
- ・日本特殊教育学会、日本LD学会、研究会等での発表
- ・日本学生支援機構主催のシンポジウムで報告